

飯田市市有地売却一般競争入札参加要領

一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、次に記載の入札参加要領をお読みいただき、物件概要や現地をご確認の上、入札に参加してください。

1 売却物件

物件番号	不動産の種類	所在地番	地目	面積 (平方メートル)	予定価格 (最低売却価格) (円)	入札保証金 (円)
1	土地	正永町二丁目 7053 番 2	宅地	1,256.04	10,500,000	525,000
2	土地	八幡町 2098 番 6	宅地	49.46	850,000	42,500

※物件の詳細は、**物件調書**をご覧ください。

※入札保証金は、予定価格の 100 分の 5 以上の金額です。

2 用途制限

落札者は、売却物件を次の用途に供してはなりません。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第 11 項に規定する特定遊興飲食店営業及び同条第 13 項に規定する接客業務受託営業その他これらに類する業の用途
- (2) 飯田市暴力団排除条例（平成 23 年飯田市条例第 34 号）第 2 条第 1 号及び第 2 号並びに飯田市暴力団排除条例第 6 条第 1 項の規定による暴力団と密接な関係を有する者を定める規則（平成 24 年飯田市規則第 8 号）第 2 条の規定に該当する者が使用する用途
- (3) その他公序良俗又は公共の福祉に反する用途

3 入札参加資格

次に掲げる者は、入札に参加できません。

また、市有財産を売却する際の入札参加資格（購入資格）として、入札参加者等が暴力団関係者でないことを、飯田警察署等に照会、確認いたしますのでご承知ください。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項及び第 2 項第 2 号から第 6 号までの規定に該当する者
- (2) 飯田市暴力団排除条例第 2 条第 1 号及び第 2 号並びに飯田市暴力団排除条例第 6 条第 1 項の規定による暴力団と密接な関係を有する者を定める規則第 2 条の規定に該当する者
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがされている者
- (4) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 3 第 1 項に規定する公有財産に関する事務に従事する飯田市職員
- (5) 市区町村税を滞納している者
- (6) 入札参加申込書を指定した期日までに提出しなかった者

4 入札参加申込

(1) 申請書の様式

本入札参加要領に添付してある様式（１～４）を使用してください。

（様式は市ウェブサイトからもダウンロードできます。）

共有名義の場合は連名での申込みとし、添付書類（様式２除く）も全員分添付してください。

※入札参加申込書に記載した事項は変更できません。

※売買契約及び所有権移転登記は、入札参加申込書に記載された名義及び持分割合で手続きを行いますので、ご注意ください。

(2) 個人が申込みをする場合の必要書類

- ・市有地売却一般競争入札参加申込書（様式１）
- ・土地利用計画書（様式２）
- ・誓約書（様式３）
- ・印鑑登録証明書 １通
- ・身分証明書（本籍地の市町村役場で発行のもの） １通
- ・登記されていないことの証明書 １通
- ・住民票の写し（個人番号の記載がないもの） １通
- ・居住する市区町村の市区町村税完納証明書 １通

※入札に係る書類には、印鑑証明書の印鑑（実印）を押印してください。

※印鑑登録証明書、身分証明書、登記されていないことの証明書、住民票の写し及び市区町村税完納証明書については、直近３か月以内に発行されたものとしてください。

※提出された書類等は返却しません。

(3) 法人が申込みをする場合の必要書類

- ・市有地売却一般競争入札参加申込書（様式１）
- ・土地利用計画書（様式２）
- ・誓約書（様式３）
- ・役員等一覧（様式４）
- ・印鑑登録証明書 １通
- ・現在事項全部証明書 １通
- ・事業所等が所在する市区町村の市区町村税完納証明書 １通

※入札に係る書類には、印鑑登録証明書の印鑑（代表者印）を押印してください。

※印鑑登録証明書、現在事項全部証明書及び市区町村税完納証明書については、直近３ヶ月以内に発行されたものとしてください。

※提出された書類等は返却いたしません。

(4) 申込受付

ア 申込期限

令和７年１２月３日（水）午後５時１５分まで（必着）

※持参の場合の受付は、土日、祝日、年末年始を除く午前８時３０分から午後５時１５分までです。

※郵送の場合は、書留又は簡易書留とし、申込期限までに到達したものを有効とします。

イ 受付場所（郵送先）

〒395-8501 飯田市大久保町 2534 番地 飯田市役所 総務部財政課行革・施設マネジメント係

(5) 入札参加資格の確認

入札参加申込書の受付後、参加資格を審査し、資格の有無について「入札参加資格確認通知書」により通知します。入札参加の資格があると認められた入札資格者は、この通知書が入札の際に必要となりますので、大切に保管してください。

なお、資格を有すると認めた場合であっても、入札日までに次のいずれかに該当することが明らかになったときは、入札参加資格を取り消します。

ア 前述「3 入札参加資格」の入札に参加できない者のいずれかに該当することとなったとき。

イ 入札参加申込書等に、虚偽の記載があったとき。

ウ その他入札に関する条件に違反したとき。

(6) 入札参加申込後、入札書提出前までは入札を辞退することができます。辞退される場合は、入札辞退届（様式5）を郵送又はFAXで提出してください。

なお、一度提出された入札辞退届は取り消すことができませんのでご注意ください。

5 現地説明会

物件 番号	現地説明会日時	備考
1	令和7年12月9日（火）午後1時30分から	正永町二丁目 7053 番 2
2	令和7年12月9日（火）午後2時30分から	八幡町 2098 番 6

※現地説明会に参加しなくても入札には参加できますが、この入札に関するすべての事項をご承知の上入札に参加しているものとみなします。

6 入札の日時、場所、持参書類等

(1) 入札日 令和7年12月23日（火）

(2) 場 所 飯田市役所A棟2階 A203 会議室

(3) 入札時刻

物件 番号	所在地番	受付時間	入札開始
1	正永町二丁目 7053 番 2	午前9時00分から午前9時30分 まで	午前9時30分から
2	八幡町 2098 番 6	午前10時00分から午前10時30分 まで	午前10時30分から

(4) お持ちいただく書類

入札日当日は、次の書類等を必ずお持ちください。

- ・入札参加資格確認通知書
- ・入札保証金の領収書原本
- ・委任状（代理人の場合）
- ・入札書（共有の場合は連名）
- ・入札者の実印（入札者本人が入札に参加する場合。法人の場合は代表者印）
- ・代理人の認印（委任状に押印した印と同じもの。スタンプイン不可）

- ・ 入札保証金還付請求書兼口座振替依頼書
- ・ 本人確認書類（個人番号カード、運転免許証など）

7 入札保証金

(1) 入札保証金の額

入札参加者は、入札保証金として「1 売却物件」の表中、入札保証金の欄に記載された金額（予定価格の100分の5以上の金額）を、指定の方法により入札開始前までに納入してください。

(2) 入札保証金の納入方法

飯田市所定の納付書によりあらかじめ金融機関で納入し、この領収書を入札日当日、受付に提出してください。

(3) 入札保証金の還付

落札者の入札保証金は、売買契約締結時まで還付しませんが、落札者以外の入札参加者の入札保証金は、入札終了後に還付するものとし、その方法は次のとおりとします。

還付請求書に基づき、入札参加者の指定する金融機関の口座へ振り込む方法により還付します。この場合、事務の手続き上指定口座への振り込みまで一定の日数を要しますので、予めご了承ください。

なお、ご提出いただいた領収書は還付請求書と引き換えにお返しします。また入札保証金を納付した日からその返還を受けるまでの期間の利息について、入札参加者はその支払いを請求することができません。

8 予定価格

予定価格以上で入札に参加できます。入札価格の参考としてください（「1 売却物件」参照）。

9 入札

(1) 入札会場で入札できる者

ア 入札資格者

入札参加資格確認通知書で資格があると記載された者

※連名の入札資格者の中で代表者が入札を行う場合は、入札に参加しない他の入札資格者の委任状が必要です。

イ 入札資格者の代理人

入札資格者（連名の場合は全員）の委任状を有し、入札当日に受付へ提出した者

※入札資格者又はその代理人は、他の入札資格者の代理人として入札に参加することはできません。

(2) 入札方法及び留意事項

ア 入札は、入札資格者が1名（連名での申込みの場合は連名単位）であっても執行します。

イ 郵送、電子メール等での入札はできません。

ウ 入札開始時刻までに入札場所に参集しない場合は、入札に加わることはできません。

エ 入札書には、入札参加者の住所及び氏名（法人の場合は、所在地、名称及び代表者名）を記入の上、実印（法人の場合は代表者印）で押印してください（連名での入札の場合は全員の住所及び氏名を記入の上、押印してください。）。

オ 入札書に記載する金額は、黒ボールペンで算用数字を用い、万円未満の端数を処理した上で最初の数字の前に「金」若しくは「¥」の文字を記入してください。

カ 代理人が入札する場合の入札書には、入札者の住所、氏名を記入（押印不要）するととも

に、代理人の住所及び氏名を記入の上、代理人の認印を押印してください。

キ 入札書の記載事項について抹消、訂正又は挿入したときは、当該抹消、訂正又は挿入した箇所に押印してください。ただし、入札金額の訂正等はできません。

ク 入札書は、入札執行者の指示により提出してください。

ケ 一旦提出した入札書は、引き換え、変更又は撤回をすることはできません。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札書は、無効とします。

ア 入札参加資格のない者が入札した入札書

イ 入札保証金を納付しない者が入札した入札書

ウ 入札者又はその代理人が、他の入札者の代理人となって入札した入札書

エ 同一人が2通以上の入札をした入札書

オ 入札参加者が協定して入札した入札書

カ 金額を訂正した入札書

キ 記名押印のない入札書

ク 誤字、脱字等により意思表示が明確でない入札書

ケ 郵送等による入札書

コ その他入札条件に違反して入札した入札書

10 開札

開札は、入札終了後直ちに、入札参加者の立ち会いにより行います。入札参加者又は代理人が開札に立ち会わない場合は、飯田市が指定した者を立ち会わせて開札します。この場合、異議の申し立てはできません。

(1) 落札者がある場合は、開札終了後直ちにその者の氏名及び金額を入札参加者へお知らせします。

(2) 入札番号、物件の所在地及び落札金額については、落札決定後公表します。

11 落札者の決定

落札者は、飯田市が事前に公表する予定価格（最低売却価格）以上の最高価格を入札した方とします。ただし、落札者となる同額の入札をした者が2人以上あるときは、直にくじによって落札者を決定します。

なお、同額の入札をした者は、くじを引く義務を有し、これを辞退することはできません。くじを引かない者がいるときは、これに代わって入札義務に関係のない飯田市職員にくじを引かせ、落札者を決定します。

12 契約の締結

(1) 落札者は、落札決定の通知を受けた日から5日以内に、市有財産売買契約書により契約を締結しなければなりません。

(2) 契約の相手は、落札者本人とし、他の者を契約者とすることはできません。

(3) 契約締結に必要な印紙税は、落札者の負担となります。

(4) 落札者が期日までに契約を締結しない場合は、落札はその効力を失い、落札者が納付した入札保証金は飯田市に帰属することとなり、返還されません。

13 契約保証金

(1) 契約保証金の額、納入方法

落札者は、契約金額（落札した金額）の100分の10以上の金額を、契約保証金として契約締結

後直ちに飯田市所定の納付書により納入してください。

この場合、入札時に納付した入札保証金を契約保証金の一部に充当することができます。

(2) 契約保証金の還付

契約保証金は、売買代金完納後、落札者に還付します。

落札者の申し出により、還付すべき契約保証金を売買代金の一部に充当することができます。

落札者は契約保証金を納付すべき日からその還付を受ける日までの期間に利息の支払いを請求することができません。

14 売買代金の納付

売買代金（契約保証金を充当する場合は、その額を除いた額）は、飯田市が発行する納付書により、契約締結後 30 日以内に納付してください。なお、売買代金の分割納付はできません。

売買代金の納付がない場合には、契約は解除され、落札者が納入した契約保証金は飯田市に帰属することとなり、返還されません。

15 所有権の移転

(1) 売買代金が完納されたときに所有権が移転するものとし、同時に売却物件は現状有姿で引き渡すものとしします。

(2) 所有権移転登記は、物件の引き渡し後、飯田市が行います。

(3) 登記権利者は、落札者本人とし、他の者を権利者とすることはできません。

(4) 所有権移転登記に必要な登録免許税、その他本契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は落札者の負担になります。

16 個人情報の取扱い

入札参加申込みの際に取得した個人情報については、地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に基づく入札参加者の資格審査など入札に関わる事務に利用するものであり、そのほかの目的では一切使用しません。

17 その他

(1) 物件の利用制限等や各負担金等については、予め各自で関係機関等にご確認ください。

(2) 売却物件は現状有姿で引き渡すものとし、契約締結後に契約の内容に適合しないこと等があっても、飯田市はその責めを負いません。

(3) 本売払案内書に定めのない事項については、飯田市財務規則（昭和 39 年飯田市規則第 7 号）その他関係法令の定めるところによります。

(4) 入札は、飯田市の都合により延期又は中止することがあります。

本入札に関する問い合わせ先
飯田市財政課行革・施設マネジメント係
TEL：0265-22-4511（内線 2154）
FAX：0265-24-4511